



らびい通信

平成27年10月30日 第31号

編集・発行:岐阜県警察本部交通部交通企画課(058-271-2424 内線5035)



県内交通死亡事故激増

現在、県下では、交通死亡事故が激増しており、特に10月16日以降の2週間のうちに、11件11人の交通死亡事故が発生しています。

今年に入り、1か月に交通事故死者11人というのは、1月と7月だけの月間最大死者数になりますが、現状は、2週間で11人死亡という緊急事態です。

交通死亡事故の特徴 (10/16~10/29)

- 高齢者の交通事故死者が6人と目立ち、このうち4人が歩行者で横断中の事故
- 高齢者が関与する交通死亡事故が7件で、このうち高齢運転者が関与した事故は3件になり、いずれも70歳代の運転者
- 歩行者の交通事故死者は5人で、このうち4人は夜間事故 (いずれも自宅周辺での被害)

ブロック別交通死亡事故発生状況 (10/16~10/29)

岐阜ブロック	西濃ブロック	東濃ブロック	飛驒ブロック
5件5人	3件3人	2件2人	1件1人

交通死亡事故抑止に向けて

- 1 早めのライト点灯・・・【車の運転者は】
今後、日没時刻が早くなっていくことから、運転者は、早め (午後4時以降) のライト点灯に努めて下さい。車・歩行者・自転車のお互いが気をつけて下さい。
- 2 全席シートベルトとチャイルドシートの着用徹底・・・【車の運転者は】
全席のシートベルトの着用と幼児 (6歳未満) のチャイルドシート使用が義務付けられています。後部座席に乗った時も、シートベルトを着用して下さい。
非着用の危険性・・・全身強打、車外放出、前席の人が被害を受けるなどの危険性があります。
- 3 反射材用品等の着用の推進・・・【歩行者・自転車利用者は】
夜間外出時、明るい服装で反射材用品等を着用し、車の運転者に自分の存在を早めに知らせるよう心がけて下さい。反射材は、100m以上離れていても光を受けて反射します。



らぴい通信

平成27年10月30日 第31号

編集・発行:岐阜県警察本部交通部交通企画課(058-271-2424 内線5035)



県内交通死亡事故激増

現在、県下では、交通死亡事故が激増しており、特に10月16日以降の2週間のうちに、11件11人の交通死亡事故が発生しています。

今年に入り、1か月に交通事故死者11人というのは、1月と7月だけの月間最大死者数になりますが、現状は、2週間で11人死亡という緊急事態です。

交通死亡事故の特徴 (10/16~10/29)

- 高齢者の交通事故死者が6人と目立ち、このうち4人が歩行者で横断中の事故
- 高齢者が関与する交通死亡事故が7件で、このうち高齢運転者が関与した事故は3件になり、いずれも70歳代の運転者
- 歩行者の交通事故死者は5人で、このうち4人は夜間事故 (いずれも自宅周辺での被害)

ブロック別交通死亡事故発生状況 (10/16~10/29)

岐阜ブロック	西濃ブロック	東濃ブロック	飛驒ブロック
5件5人	3件3人	2件2人	1件1人

交通死亡事故抑止に向けて

- 1 早めのライト点灯・・・【車の運転者は】
今後、日没時刻が早くなっていくことから、運転者は、早め (午後4時以降) のライト点灯に努めて下さい。車・歩行者・自転車のお互いが気をつけて下さい。
- 2 全席シートベルトとチャイルドシートの着用徹底・・・【車の運転者は】
全席のシートベルトの着用と幼児 (6歳未満) のチャイルドシート使用が義務付けられています。後部座席に乗った時も、シートベルトを着用して下さい。
非着用の危険性・・・全身強打、車外放出、前席の人が被害を受けるなどの危険性があります。
- 3 反射材用品等の着用の推進・・・【歩行者・自転車利用者は】
夜間外出時、明るい服装で反射材用品等を着用し、車の運転者に自分の存在を早めに知らせるよう心がけて下さい。反射材は、100m以上離れていても光を受けて反射します。